

「明石浦漁業協同組合セリ市見学」お申し込みにあたって

【体験可能日】月曜・火曜・木曜・金曜・土曜

【体験時間】約 30 分 11 時～11 時 30 分ごろ

【集合時間】10 時 40 分

【集合場所】明石浦漁業協同組合（明石市岬町 33-1）

【料 金】1 名様 1,500 円（セリ市・施設見学・明石のり試食）

【予 約】体験希望日の 1 週間前までに明石観光協会へ「明石浦漁業協同組合セリ市
見学申込書」をご提出ください。

◎天候等の影響による魚の水揚げ量の不足で生じるセリ市見学時間の短縮もしくは企画
の変更がある場合がございます。

◎予約の可否につきましては、明石浦漁業協同組合セリ市見学申込書をご提出後に、ご
記載いただいた代表者様へご連絡させていただきます。

一般社団法人明石観光協会（以下、当協会）が企画・運営を行う「明石浦漁業協同組合
セリ市見学」（以下、当企画）のお申し込みにあたって、以下の文章をお読みいただき、お
申し込みいただきますようお願いいたします。

お申し込み条件について

- (1) 当企画にご参加いただけるお客様は、当協会が指定する口座へ当協会が指定する
期日までに、参加費（1名につき税込 1,500 円）の振込を完了することのできる方
及び明石浦漁協協同組合見学時に、漁協職員の指示に従っていただける方のみとさ
せていただきます。
- (2) 心身に障害のある方（目の不自由な方、耳の不自由な方、歩行が不自由な方、補
助犬をお連れの方等）、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、妊娠の可能性の
ある方、食物アレルギーをお持ちの方、その他特別な配慮を必要とされる方は、お
申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨と、当企画中に必要な措
置の内容を具体的にお申し出ください。当協会は可能かつ合理的な範囲でこれに応
じます。なお、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則とし
てお客様の負担になります。また、お客様からお申し出いただいた措置について手
配できない場合は、当企画のお申し込みをお断りする場合がございます。
- (3) お客様が当企画中に疾病、傷病その他の事由により、医師の診断または加療が必
要と当協会が判断する場合は、企画の円滑な実施を図るために必要な措置をとらせ
ていただきます。なお、これらに係る一切の費用はお客様のご負担となります。
- (4) お客様が下記の①から③のいずれかに該当する場合は、お申し込みをお断りする
場合があります。
 - ①お客様が暴力団員などの暴力団関係者、暴力団関係企業またはその他の反社会的
勢力であると認められるとき。
 - ②お客様が当協会に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫
的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当協会の信用を毀損し

もしくは当協会の業務を妨害する行為またはこれらに準じる行為を行ったとき。

- (5) その他、当協会の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

申し込みの解除及びそれに係るキャンセル料について

- (1) お客様は、次に定めるキャンセル料をお支払いいただくことにより、いつでも当企画のお申し込みを解除することができます。なお、下表でいう「当企画申し込みの解除日」とは、当協会の営業日・営業時間内にキャンセルする旨をお申し出いただき、当協会が確認したときを基準とします。

当企画申し込みの解除日	キャンセル料
開催日前日 15 時まで	無料
開催日前日 15 時以降及び当日連絡無し	1,500 円 (参加費の 100%)

※なお、お振込いただいた参加費から振込費用等を差し引いて、お客様の指定口座へ当協会が指定する日までにご返金させていただきます。

当協会の責任及び免責事項について

- (1) 当協会は、企画の履行にあたって、当協会の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
- (2) (1) の規定は、損害発生の日から起算して2年以内に当協会に通知があった場合に限ります。
- (3) お客様が下記の①から⑦に該当するような当協会の管理できない事由により損害を被られた場合は、当協会は(1)の責任を負いません。
- ①天災、戦乱、暴動またはこれらにより生じる企画の変更もしくは中止。
 - ②官公署の命令、伝染病による隔離、感染症の発生またはこれらにより生じる企画の変更もしくは中止。
 - ③食中毒。
 - ④盗難。
 - ⑤明石浦漁業協同組合施設外での事故。
 - ⑥集合場所までの運送機関の遅延、不通、スケジュールの変更、経路変更、またはこれらにより生じる企画の変更もしくは中止。
 - ⑦天候等の影響による魚の水揚げ量の不足で生じるセリ市見学時間の短縮もしくは企画の変更。

お客様の責任について

- (1) お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為により、当協会が損害を被った場合は、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当協会から提供される情報を活用し、また内容について理解するように努めなければなりません。